

川渡風力発電株式会社「(仮称)六角牧場風力発電事業環境影響評価
方法書」に対する勧告について

令和3年6月11日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)六角牧場風力発電事業環境影響評価方法書について、川渡風力発電株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、宮城県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：宮城県栗原市、大崎市
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大70,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年 7月 2日
環境大臣意見受理	令和2年 9月14日
経済産業大臣意見発出	令和2年 9月28日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和2年12月16日
住民意見の概要等受理	令和3年 2月26日
宮城県知事意見受理	令和3年 5月27日
経済産業大臣勧告発出	令和3年 6月11日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、野田
電話03-3501-1742(直通)

川渡風力発電株式会社「(仮称) 六角牧場風力発電事業環境影響評価
方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域は「持続可能な水田農業を支える大崎耕土の伝統的な水管理システム」として世界農業遺産に認定されている農地の重要な水源地付近に位置し、また、対象事業実施区域及びその周辺には自然度の高い溪畔林が存在することから、本事業実施による水環境に対する影響について、調査地点をより上流域に設定する等、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺で鳥類調査を実施する際には、専門家等からの助言を踏まえ、定量性が確保されるように調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺について、イヌワシの採食地及びクマタカ等の繁殖地となっている可能性があるため、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
また、希少猛禽類調査においては、可能なかぎり対象事業実施区域内北側が確認できる調査地点を設けること。
4. 対象事業実施区域のほぼ全域が特定植物群落「六角のススキ群落」の存在する範囲であり、土地の改変により重大な影響を受けることが想定されることから、本事業の実施による影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(宮城県知事からの意見書の写しを添付)